総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（情報通信経済室及び総合通信管理室並びに調査官）	（情報通信経済室及び総合通信管理室並びに調査官）
第四十四条の二　情報通信政策課に、情報通信経済室及び総合通信管理室並びに調査官一人を置く。	**第四十四条の二**　情報通信政策課に、情報通信経済室及び総合通信管理室並びに調査官一人を置く。
［２・３　略］	［２・３　同上］
４　総合通信管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。	４　総合通信管理室は、総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。
一　情報通信審議会の庶務に関すること。	［新設］
二　情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。	［５・６　同上］
三　総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関すること。	（情報活用支援室及び新事業支援推進官）
［５・６　略］	**第四十五条**　情報流通振興課に、情報活用支援室及び新事業支援推進官一人を置く。
（情報活用支援室及び情報流通適正化推進室並びに新事業支援推進官）	２　情報活用支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。
第四十五条　情報流通振興課に、情報活用支援室及び情報流通適正化推進室並びに新事業支援推進官一人を置く。	一　情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関すること。
２　情報活用支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。	［二　同上］
一　情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。	［３　同上］
［二　略］	［新設］
［３　略］	４　［同上］
４　情報流通適正化推進室は、情報の電磁的流通の適正な利用の促進及び安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。	（検査監理室）
５　情報流通適正化推進室に、室長を置く。	**第五十三条**　企画課に、検査監理室を置く。
６　［略］	［２～４　同上］
（検査監理室及び貯金保険室）	
第五十三条　企画課に、検査監理室及び貯金保険室を置く。	
［２～４　略］	